

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和5年10月1日 至 令和6年9月30日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 せんじゅ

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人☒ その他③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 山口県下関市豊北町大字滝部 3669 番地 1

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成22年12月28日

(4) 設立登記年月日 平成23年 1月18日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	河野 直樹	どうしんデイサービス 管理者
理 事	衛藤 泉	たきべ診療所 管理者
		介護老人保健施設ももとせ 管理者
同	藤井 康弘	
監 事	西嶋 三雄	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	たきべ診療所	3510117215 /	山口県下関市豊北町大字滝部 3669 番地 1	一般病床 0床 療養病床 0床
介護老人保健施設	ももとせ	3550180115	山口県下関市豊北町大字滝部 3669 番地 1	入所定員 60名 通所定員 名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
通所介護・介護予防通所介護事業 どうしんデイサービス	山口県下関市豊北町大字滝部 11185 番地 3	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年11月27日 令和4年度決算の決定

令和6年9月25日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人 せんじゅ
所在地 山口県下関市豊北町大字滝部3669番地1

※医療法人整理番号 9 0 1 4 8

財 産 目 録
(令和 6 年 9 月 3 0 日現在)

1. 資 産 額 257,392 千円
2. 負 債 額 73,723 千円
3. 純 資 産 額 183,669 千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		79,515
B 固 定 資 産		177,877
C 資 産 合 計 (A + B)		257,392
D 負 債 合 計		73,723
E 純 資 産 (C - D)		183,669

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名 医療法人 せんじゅ

※医療法人整理番号 9 0 1 4 8

所在地 山口県下関市豊北町大字滝部3669番地1

貸 借 対 照 表

(令和 6 年 9 月 3 0 日現在) /

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	79,515	I 流 動 負 債	60,973
現金及び預金	34,269	支払手形	0
事業未収金	41,105	買掛金	4,340
有価証券	0	短期借入金	35,732
たな卸資産	4,113	未払金	5,550
前渡金	28	未払費用	14,714
前払費用	0	未払法人税等	71
その他の流動資産	0	未払消費税等	0
II 固 定 資 産	177,877	前受金	0
1 有 形 固 定 資 産	153,473	預り金	319
建物	111,137	前受収益	0
構築物	10,725	貸倒引当金	247
医療用器械備品	1,739	その他の流動負債	0
その他の器械備品	2,268	II 固 定 負 債	12,750
車両及び船舶	0	医療機関債	0
土地	27,322	長期借入金	12,750
建設仮勘定	0	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	282	引当金	0
2 無 形 固 定 資 産	4,901	その他の固定負債	0
借地権	0	負債合計	73,723
ソフトウェア	4,898	純資産の部	
その他の無形固定資産	3	科 目	金 額
3 その他の資産	19,503	I 基 金	17,600
有価証券	0	II 積 立 金	166,069
長期貸付金	0	代替基金	0
保有医療機関債	0	〇〇積立金	0
その他長期貸付金	0	繰越利益積立金	166,069
役職員等長期貸付金	0	III 評価・換算差額等	0
長期前払費用	0	その他有価証券評価差額金	0
繰延税金資産	0	繰延ヘッジ損益	0
その他の固定資産	19,503	純資産合計	183,669
資産合計	257,392	負債・純資産合計	257,392

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 1

法人名 医療法人 せんじゅ

※医療法人整理番号 9 0 1 4 8

所在地 山口県下関市豊北町大字滝部3669番地1

損 益 計 算 書
(自 令和 5年10月 1日 至 令和 6年 9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		274,722
2 事業費用		
(1)事業費	271,828	
(2)本部費	0	271,828
本来業務事業利益		2,894
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
附帯業務事業利益		0
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業利益		2,894
II 事業外収益		
受取利息	1	
その他の事業外収益	3,307	3,308
III 事業外費用		
支払利息	44	
その他の事業外費用	0	44
経常利益		6,158
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	256	256
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	0	0
税引前当期純利益		6,414
法人税・住民税及び事業税	71	
法人税等調整額	0	71
当期純利益		6,343 /

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 せんじゅ
理事長 河野 直樹 殿

私は、医療法人せんじゅの令和5会計年度（令和5年10月1日から令和6年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年11月 27日
医療法人せんじゅ
監事 西嶋 三雄